

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年5月27日

九州地方整備局長 伊勢田 敏

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の趣旨

本工事は、九州地方整備局遠賀川河川事務所が管理する曲手排水機場の1号及び2号ポンプ設備が経年劣化しているため、主原動機及び動力伝達装置の更新並びに主ポンプの改造を行うものである。

本工事は、当該設備の「機能・性能」を「維持・回復」させるものであるが、単に機器の修繕・整備を行うだけのものではなく、修繕・整備後に不具合が生じた際の原因究明や対策立案等を含むものである。

また、本工事の工事目的を達成するためには、当該設備の「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・製作・修繕・整備を行わなければならないが、それには工事契約の受注者（以下「受注者」という。）が独自に管理し保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。

排水機場ポンプ設備は各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されており、たとえ一部のシステム構成機器を修繕・整備する場合でもシステム全体の熟知が必要となることから、本工事の実施にあたり、3.の応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、参加意思確認書の提出者がいない場合及び提出者のなかに3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本工事に必要な要件を有している受注者を本工事受注予定者として契約手続きに移行することとし、参加意思確認書の提出者のなかに3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、受注者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で本工事受注予定者を決定し、契約手続きへ移行する。

### 2. 工事の概要

#### (1) 工事件名

曲手排水機場ポンプ設備修繕工事

#### (2) 工事内容

主な工事内容は以下のとおりである。

曲手排水機場 (5.0m<sup>3</sup>/s×2台)

・主ポンプ設備 改造 2台分

・主ポンプ主原動機	更新	2台分
・主ポンプ動力伝達装置	更新	2台分
・系統機器設備	更新	2台分
・操作制御設備	更新	1式

(3) 工期末 令和3年3月15日

(4) 概算金額 概ね4億円

### 3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 九州地方整備局の発注した機械設備工事のうち、平成26年10月1日以降平成30年9月30日迄に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。
- ⑥ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
- ⑦ 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### ・資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### ・人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

・その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑧ 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加意思確認書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩本説明書の交付を直接受けた者であること。

## (2) 恒常的な雇用関係に関する要件

配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に

適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
- 2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」
- 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」
- 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて(改正)」。

### (3) 技術力に関する要件

- ・本工事に係る検査及び試験に関する自らの組織体制を証明できること。
- ・本工事完成後の発注者からの修繕・整備に関する問合せに対し対応可能な組織体制が整備されていること。

なお、本工事では以上を踏まえて以下のア) 及びイ) の体制を有する者であることを確認する。

ア) 排水ポンプ設備について、JIS、機械工事施工管理基準(案)等に基づいた材料、機器等の品質管理、施工時の各段階において品質等の検査を実施できる体制

イ) 排水ポンプ設備について、機器の経年劣化や故障及び不具合等を修繕・整備するにあたり、修繕方法・内容の提案や必要期間に関する問い合わせに対応できる体制

### (4) 実績に関する要件

平成16年度以降に完成した、元請として次に掲げるア) 又はイ) の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

ア) 揚水又は排水を目的とした陸用ポンプ設備を製作し据付した工事。

イ) 揚水又は排水を目的とした陸用ポンプ設備を修繕した工事。

なお、「製作し据付した」とは自社工場で上記ポンプ設備全体のシステム設計及び主要機器である主ポンプ設備の製作を行い、設備全体を施工した場合とする。

### (5) 業務執行体制に関する要件

- ・上記(4) 実績に関する要件に掲げる工事の経験を有する技術者を監理(主任)技術者として配置できること。
- ・なお、本工事では以上を踏まえ、以下のア) からウ) の基準を満たし、上記(4) の実績に関する要件に掲げる工事の経験を有する者であることを確認する。なお、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

ア) 建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者であること。

イ) 平成16年度以降完成した、元請けの技術者として、工場製作の配置予定技術者は、上記(4) に掲げる工事、又は河川用の水中ポンプ設備を製作した工事の工場製作の経験を有する者であり、据付工事現場の配置予定技術者は、上記(4) に掲げる工事、

又は河川用の水中ポンプ設備を据付した工事の据付工事現場の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

但し、1人の主任（監理）技術者が同種工事、又は河川用の水中ポンプ設備を製作し据付した工事の全ての要件を満たさなければならない。（工場製作と据付工事現場で配置予定技術者を交代する場合は、工場製作の技術者は同種工事、又は河川用の水中ポンプ設備を製作した工事の工場製作の経験、据付工事現場の技術者は同種工事、又は河川用の水中ポンプ設備を据付した工事の据付工事現場の経験を有していればよい）

また、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実施が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは当該工事発注事務所にて、それ以前のものには企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。

ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあつては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

#### 4. 手続き等

##### (1) 担当部局

###### ①契約関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号  
九州地方整備局 総務部 契約課 契約第二係  
電話 : 092-471-6331 (内線 2532) F A X : 092-476-3459

###### ②技術関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号  
九州地方整備局 企画部 施工企画課 機械設備係  
電話 : 092-471-6331 (内線 3478) F A X : 092-476-3483

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和元年5月27日から令和元年6月6日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）

②交付場所：上記（1）①に同じ

③交付方法：交付場所にて交付する。郵送による交付を希望する場合は、郵送料を別に必要とする。電送（ファクシミリ）等による交付は行わない。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：令和元年6月6日12時00分

②提出場所：上記(1)①に同じ

③提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

## 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出期限は、令和元年6月24日17時00分（ただし、最終日は12時00分まで。）までを予定している。また、提案された企画提案書について確認の必要が生じた場合は、ヒアリングを実施するものとする。

(4) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も4.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は「公示に関する説明書」による。